

# (株)エヌワンツアーへの認証申出について

一般社団法人 全国旅行業協会

1. 当協会は、下記旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者がその取引によって生じた債権に関して、旅行業法に基づく弁済業務保証金制度により、令和3年4月16日～6月15日までの間、認証の申し出を受け付けました。

当協会HPへの告知：令和3年4月16日

官報による認証事務開始の公告：令和3年4月30日

なお、下記旅行業者との旅行業務に関して取引をし、かつ認証申出受付期間内に認証申し出されていない方については、認証申出の順序に従って認証に係る事務を行います。その場合、当協会の弁済業務保証金制度では弁済が受けられない可能性があります。

## 2. 旅行業者の名称等

商号：(株)エヌワンツアー  
主たる営業所の所在地：愛知県名古屋市中区錦3-6-8  
G1368ビル3階  
代表者：代表取締役 武藤 泰光  
旅行業の業務の範囲：第3種旅行業務  
登録番号：愛知県知事登録 第3種 1033号  
保証社員資格取得日：平成11年8月31日

### 参考 弁済業務保証金制度とは

旅行業法に基づく保証制度で、当協会の保証社員( )である旅行業者が消費者の旅行キャンセルによる旅行代金を返還できないなどの金銭的被害が生じた場合、その旅行者に対し、当協会が弁済限度額の範囲内でその債権を弁済する制度です(旅行業法第48条)。

保証社員：旅行業法及び当協会の弁済業務規約に定められた『弁済業務保証金分担金』を納付した旅行業者

最初の認証申出があった日から60日を経過した日までの受付期間(上記旅行会社の場合、最初の認証申出があった令和3年4月16日から6月15日まで)内に認証申出を行い、当協会による認証決議を受ける必要があります(旅行業法施行規則第60条、同第61条)。

なお、受付期間内になされた認証申出はすべて同時受理とみなされ、認証決議額の合計が弁済限度額を超えた場合(上記旅行業者の弁済限度額は450万円)には、認証申出のあった債権額の割合によって認証されません。